

医療用機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法45の2①、68の29①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

特 別 償 却 の 種 類	1	45条の2第1項第()号 68条の29第1項第()号	45条の2第1項第()号 68条の29第1項第()号	45条の2第1項第()号 68条の29第1項第()号
事 業 の 種 類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 医 療 用 機 器 等 の 種 類 等	3	()	()	()
医 療 用 機 器 等 の 名 称	4			
設 置 し た 病 院 等 の 名 称	5			
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購 入 先	8			
取 得 価 額	9	円	円	円
特 別 償 却 率	10	$\frac{14 \text{ 又は } 20}{100}$	$\frac{14 \text{ 又は } 20}{100}$	$\frac{14 \text{ 又は } 20}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	12	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等	13	() () 事業の用に供した 医療用機器等の仕様、性能等 判定上参考となる事項	() ()	() ()

特別償却の付表（十八） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十八）の記載の仕方

1 この付表（十八）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の2第1項《医療用機器等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の29第1項《医療用機器等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、医療用機器等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した医療用機器等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第45条の2第1項各号又は第68条の29第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、適用する号のいずれかを記載してください。

3 「事業の種類2」には、医療用機器等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「医療用機器等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、医療用機器等の種類、細目等を記載します。また、その医療用機器等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「医療用機器等の名称4」には、例えば「核医学診断

用据置型ガンマカメラ」、「人工呼吸器」、「簡易陰圧装置」等のように医療用機器等の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、医療用機器等の取得価額を記載します。

ただし、その医療用機器等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、措置法第45条の2第1項第1号又は第68条の29第1項第1号の医療用機器等については、1台又は1基の取得価額が500万円未満のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

7 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。

(1) 措置法第45条の2第1項第1号又は第68条の29第1項第1号の医療用機器等 …「14」

(2) 上記(1)以外の医療用機器等 …「20」

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その医療用機器等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「事業の用に供した医療用機器等の仕様、性能等判定上参考となる事項13」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が医療用機器等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当の項及び号を、例えば「平21厚労省告示第248号」、「別表一の第1項第1号」のように記載します。